

## 輸血を拒否される場合の当院の対応・診療指針に関して

宗教上の理由などにより輸血を拒否される患者さんに対しまして、当院では下記の方針で診療いたします。

1. 輸血を拒否される成人の患者さんに対しては『相対的無輸血治療』で対応いたします。可能な限り輸血を行いませんが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合には輸血を行います。
2. いかなる場合も『絶対的無輸血治療』は施行いたしません。救命のために緊急手術・治療が必要と判断される場合は、輸血拒否により手術・治療の同意が得られない場合でも処置を開始し、必要に応じ輸血を行います。
3. 患者さんがお持ちになる「免責証明書」など、『絶対的無輸血治療』に同意する内容の書類に、当院の方針に従い医師は署名いたしません。
4. 『相対的無輸血治療』に同意いただけない患者さんには、転院をお勧めいたします。医師より、治療・手術における輸血療法の必要性について説明を聞いた上でもなお、『絶対的無輸血治療』を希望される場合には、ご希望に添うことができませんので、転院を勧めます。
5. 成人以外の患者さんに対しては、安全で適正な輸血療法を施行いたします。『相対的無輸血治療』も一定の危険を伴うため、安全を重視し通常の輸血療法を行います。

### 相対的無輸血治療

患者さんの意志を尊重し、できる限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合は輸血を行う治療

### 絶対的無輸血治療

いかなる場合でも輸血を行わず、輸血により救命できる可能性があっても輸血を行わない治療

大和高田市立病院  
院長 榊田 義英